

令和5年小美玉市議会 総務常任委員会会議録

令和5年12月18日（月）
午後1時57分～
市役所3階 議会委員会室

小美玉市議会

総務常任委員会

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 執行部あいさつ

4 議 事

(1) 議案第 68 号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について

(2) 議案第 71 号 小美玉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

(3) 議案第74号 令和5年度小美玉市一般会計補正予算（第5号）

5 その他

6 閉 会

出席委員（5名）

1番	鬼田岳哉君	3番	戸田大我君
5番	山崎晴生君	8番	長津智之君（委員長）
14番	長島幸男君（議長）	20番	荒川一秀君

欠席議員（1名）

6番 真家功君（副委員長）

付託案件説明のため出席した者

市長	島田幸三君	副市長	深谷一広君
市長公室長	藤田誠一君	総務部長	金谷和一君
財政部長	中村均君	市民生活部長	長谷川勝彦君
議会事務局長	戸塚康志君	会計管理者	鈴木定男君
秘書課長	安彦晴美君	政策企画課長	植田賢一君
魅力発信課長	林美佐君	総務課長	島田視一君
人事課長	高野雄司君	行革デジタル推進課長	阿久津清隆君
財政課長	高橋宏君	税務課長	大野和成君
収納課長	中村理佳君	市民協働課長	比気龍司君
市民課長	山口恵一君	環境課長	中野谷勲君
防災管理課長	秋元久夫君	小川総合窓口課長	木村知恵子君
玉里総合窓口課長補佐	風見栄次君	議会事務局次長	須賀田千恵子君
会計課長	箕輪淳子君	監査委員事務局	酒井美智子君

議会事務局職員出席者

書記 山口晃平

午後1時57分 開会

◎開会の宣告

○委員長（長津智之君） 皆さんこんにちは。本来ですと真家副委員長が開会と進行を行う訳ですけれども、体調不良で病院の方に行っておりますので今日、欠席ということになりました。よろしくお願ひします。

それでは皆様の時間より少し早いんですけどお集まりいただきましたので、総務常任委員会を開会いたします。

委員長挨拶となっておりますので、私、委員長の長津でございますのでこのまま挨拶をさせていただきます。

我々、先月、小美玉市市議会一般選挙におきまして、20人の中に入りましたので、今度は、12月1日に長島議長を中心に新しい組織ができました。その中で、三つの常任委員会で我々、6人が総務常任委員会になりました。今、通例でございますと、2年間ということになっておりますので、どうか2年間、6名一生懸命やりますので、皆様も住民の福祉向上のために、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、島田市長ご挨拶よろしくお願ひします。

○市長（島田幸三君） 改めましてこんにちは。

新しい委員会ということで長津委員長を中心に任期までよろしくお願ひしたいと思ひます。

今年は干支が卯年ということで、耳を立てて色々なお話を聞きながら、来年は辰年です。龍が登るが如く、今年たくさんの情報を耳、頭の中に入れた情報を生かすという年なのかなど。

また、60年に1度の甲辰ということで、物事が成功する特別な年だろうというふうに言われております。

皆さんと一緒に小美玉市もそれぞれ発展を目指して頑張っていきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

それでは総務常任委員会、慎重審査のほどよろしくお願ひしまして、一言ご挨拶に代えさせていただきます。

○委員長（長津智之君） ありがとうございます。

○委員長（長津智之君） それでは早速議事に入っていきます。議事に入る前に、本日は、谷仲議員、内田議員、宮内議員が傍聴いたしますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまの出席委員は5名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

また、本日は、改選後初めての委員会となりますので、委員の自己紹介をお願いします。

(執行部および委員 自己紹介)

それでは付託案件の審査に入ります。本日の議題は、12月15日付託された議案審査付託表のとおりです。関係資料につきましては、スマートディスカッションに保存されています。準備はよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ声あり]

当委員会の議事の進め方ですが、質疑の方法は、一問一答方式とし、一人の方がすべて終了するまで質疑を続けることとします。簡潔かつ明瞭になされ、重複質疑を避けられますよう、よろしくお願いいたします。

また、執行部においても、明快な答弁をお願いいたします。なお、執行部が即時に答弁しがたい質疑があった場合には当該質疑に対する答弁を一時保留とし、委員には次の質疑をお願いいたします。一時保留にした答弁は、執行部において整い次第、再開することにいたします。各委員におかれましては、よろしくご協力くださいますようお願いいたします。

なお、会議録作成の都合上、発言の際はマイクを使っていただき、質疑が終わったら必ず電源をお切りいただきますようお願いいたします。

それでは、付託案件の審査に入ります。

まず、議案第68号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

○委員長（長津智之君） 収納課長中村君。

○収納課長（中村理佳君） それでは、議案第68号督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明いたします。

提案理由といたしまして、市税及び税外収入の督促手数料を廃止することに伴い、関係条例について所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

先日の全員協議会でご説明申し上げましたとおり、本市の督促手数料の全庁的廃止をお願いするものでございます。廃止理由といたしまして、督促手数料徴収に係るコストが同手数料を上回ることや、その業務量等を総合的に勘案し、費用対効果と事業改善の観点から廃止するものでございます。

内容につきましては、根拠法令となる小美玉市税条例を含めた10本の関係条例の督促手数料に関する文言等の整理をしてございます。詳細につきましては、後方に新旧対照表を載せて

おりますので、ご参照下さい。

今回の改正によりまして、本市における督促手数料は施行日の令和6年4月1日から廃止となります。なお、督促状の発送につきましては、法令に基づき行います。

最後に、廃止となり業務の効率化が図れた部分につきましては、更なる収納率の向上に向け、納期内納税の推進や徴収業務等に尽力してまいります。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

○委員長（長津智之君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。

○委員長（長津智之君） 山崎委員。

○5番（山崎晴生君） ありがとうございます。この督促手数料ですが、今までどんな作業の用途で督促請求手数料取っていたのか。また、手数料収入は年間でどのぐらいあったのかお聞かせください。

○委員長（長津智之君） 収納課長中村君。

○収納課長（中村理佳君） 山崎委員のご質問にお答えいたします。

これまでの納付書の督促手数料の取り方としましては、今回この大きな要因となりましたのは、今年度、地方税の納付書にQRコードが付されましたことに伴いまして、金融機関の窓口で納付書の取り扱いが変更となりました。

どういった変更かと申しますと、金融機関では、本税のみを納付書のそのまま記述されたのみを読み取り収納する。

督促手数料や延滞金の有無、これまで電話連絡等を行って100円と金融機関の方で付けていただいていたところだったのですが、そこをもう終了したいということになりまして、別途、再発行納付書として、徴収しなければならないことになりました。

そこで、督促手数料を徴収する実費といたしまして、100円。

こちらですが、督促の罰則金ではないのです。この督促手数料というのは督促発行するためにかかる経費として、徴収していたものなのですが、そちらの方が、実費として200円ほどかかるようになってしまいました。

そこで、督促手数料の廃止ということをお勧めいたしまして、廃止案として提出いたしました。

もう一つ市税の全体的な収入はどのくらいあるのかということで、市税、税外収入含めて約300万円となっております。以上です。

○委員長（長津智之君） 山崎委員。

○5番（山崎晴生君） ありがとうございます。その督促手数料だけで300万円ということでもよろしいでしょうか。

○収納課長（中村理佳君） はい。そのとおりでございます。

○5番（山崎晴生君） 今ご答弁いただいた内容からすると、今まで100円取ってきたけれども、もっと色々な書類とかを発行する上で、もっとコストかかってしまうのでそこをコスト的にカットしたい。その部分を廃止にしたいというようなことで大丈夫ですかね。

年間で300万円というその手数料の収入が無くなってしまいうことは、今回4月からそれを廃止してしまうとその300万円無くなってしまいうと思うのですがそれは特に問題ないのですかね。

○委員長（長津智之君） 収納課長中村君。

○収納課長（中村理佳君） 実はこちらに関しましては督促手数料を徴収費用に見合うように値上げするという考え方も比較案として検討いたしました。

検討した結果、他の自治体では人口規模の多い自治体であっても督促手数料を徴収していないということと、また県内では、督促手数料が高くても100円という自治体がほとんどでして、それ以上の値上げとなると全国的な流れといたしまして、納期内納税者との公平性が保てなくなるのではということ勘案いたしました。

○委員長（長津智之君） 山崎委員。

○5番（山崎晴生君） 何だか込み入っていて整理がつかないのですが、300万円税収としてあるものを廃止するとそれがなくなってしまっていて、結局その300万円は何かしらのものを使っていたと思うんですけども。それがなくなることは特には問題ないということだとは思いますが、もう1回説明してもらって良いですか。すいません。

○委員長（長津智之君） 収納課長中村君。

○収納課長（中村理佳君） なかなか説明がしにくいところなのですが、督促手数料徴収にかかっている事務従事時間を300万減を、廃止により滞納整理の徴収業務に充てようということになりまして徴収額を試算した結果、年間の全体督促手数料300万円を超える徴収額が見込めましたので、そちらを廃止しまして本来徴収すべき本税に集中することで、さらなる収納率アップに繋げようということでございます。

○委員長（長津智之君） 山崎委員。

○5番（山崎晴生君） ありがとうございます。多分、普通に遅れずに支払っている方と、

遅れて払ってない方の公平性ということも出たんですけど、延滞（金）、督促手数料とかそういうものが、逆に普通に払っている方との公平性がしっかりと保てているのであれば、それは良いと思いますので。了解しました。ありがとうございます。

○委員長（長津智之君） 荒川委員。

○20番（荒川一秀君） お聞きしたいんですけどね。まずずっと100円で、人件費が高いんだからこれ致し方ないことで、別にね、これはもう廃止すべきだと私は思っています。

ただね小美玉市の場合、収納率もどんどん上がっているんだよね。一生懸命頑張ってくれているの。他の市町村でもその廃止したところがあるだろうけども、それが手数料だと思わないので、今言ったように説明が手数料だって言うけど、罰金だっていう感覚を持っている人もいると思うんだよね。これがなくなったら罰金ないのだからもう少し遅くても良いとなってしまったら困るのかなと思うし、他の市町村で廃止した反面ね。収納率が上がったとか下がったとかそういうの比較なんかしているところある。あったら聞かせてちょうだい。

○委員長（長津智之君） 収納課長中村君。

○収納課長（中村理佳君） 他の自治体で収納率が上がったかどうかということですが、督促手数料自体は、収納率には反映されないところではあるのですが、他で廃止した自治体に伺いましたところ、煩雑な事務と手数料に関して納税等のトラブルがなくなって、事務効率が良くなったということでお声を聞いております。

また、先ほど申し上げましたとおり、これまでかかっていたその督促徴収事務にかかる時間を滞納整理により充てるということで、収納率アップに繋がれたらと考えているところでございます。以上です。

○委員長（長津智之君） 他に質疑はございませんか。

鬼田委員。

○1番（鬼田岳哉君） この督促手数料を廃止することによって、その削減される、実際のリアルな時間、何時間減ります。そこに時給を掛けてどれくらい減りますっていう今、数字お持ちでしたら教えていただいてもよろしいですか。

○委員長（長津智之君） 収納課長中村君。

○収納課長（中村理佳君） こちらあくまでもうちの方での試算なのですが、先ほど徴収にかかる事務事業時間が督促手数料廃止によりどのくらいの時間ということなのですが、令和4年度の督促手数料の収納件数1万4,526件のうち、金融機関から連絡があったもので約990件確認連絡がございまして、市税督促発送回数が約平均30連絡で33回あったということでした。

1件につき平均15分の事務従事とした場合、これが15分という内容が受付、説明、再発行、経過の入力等も後含めての時間となりますが、990件を4で割り247時間の事務従事時間が必要でした。廃止にすることにより、この時間で可能な差し押さえ件数を割り出し、昨年度の差押金額の平均単価を掛け、411万3,230円の徴収額の増加が見込まれました。

ということで、先ほど申し上げた300万円以上の徴収額の増加が見込まれると、試算をいたしまして廃止したいということになりました。

○委員長（長津智之君） 鬼田委員。

○1番（鬼田岳哉君） ありがとうございます。数字のロジックで分かりやすくありがとうございます。

○委員長（長津智之君） 戸田委員。

○3番（戸田大我君） 確認なのですが先程、実質200円かかるという、何かその銀行と金融機関とのやりとりの中でということがあったのでそのところ説明をお願いします。

○委員長（長津智之君） 収納課長中村君。

○収納課長（中村理佳君） 内容ですね。こちらが、帳票代、印刷代、郵便料、封筒代、人件費等が含まれております。

○委員長（長津智之君） 戸田委員。

○3番（戸田大我君） それはこちらの市の方で200円かかるということなんですか。

○収納課長（中村理佳君） はい。そうでございます。

○委員長（長津智之君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第68号督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について採決いたします。

おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決ま

た。

次に、議案第 71 号小美玉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

人事課長高野君。

○人事課長（高野雄司君） それでは議案第 71 号小美玉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

はじめに提案理由でございますが、人事院の給与勧告に準じ、民間との較差を解消するため給料表の引き上げ、また期末勤勉手当の率の引き上げを実施したく、この案を提出するものでございます。

今回の改正でございますが、一般職の給与条例改正に伴い、常勤の特別職、任期付職員、会計年度任用職員に関しましても、一般行政職との均衡を図るため、一括での改正案となっております。

それでは、条例案の概要についてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。まず、第 1 条では一般職の給与条例の改正で、人事院勧告に準じ、令和 5 年度の 12 月期の期末勤勉手当の率について、0.1 月分の率を引き上げる改正でございます。また、行政職給料表及び消防職給料表についても、若年層を中心に引き上げる改正をするものでございます。2 ページ以降は給料表となっておりますので、続きまして 12 ページをご覧くださいと思います。12 ページの一番下段からでございます。第 2 条ということで、こちらは同じく一般職の給与条例の改正でございますけれども、こちらは令和 6 年度の期末勤勉手当の率について、年間で 0.1 月分引き上げる改正でございます。こちらが 12 ページから 13 ページとなっております。

次に、第 3 条及び第 4 条の規定は、常勤特別職の期末手当の率の改正でございます。

なお、特別職におきましては期末手当の支給のみでございます。続きまして 14 ページをご覧ください。第 5 条及び第 6 条の規定は、任期付職員の給料表並びに期末手当の率の改正でございます。同じく第 7 条下段でございますけれども、こちらが会計年度任用職員の給料表を改正するものでございます。

最後に 19 ページをご覧ください。附則といたしまして施行期日を設けてございます。こちらにつきましては、第 1 条、第 3 条、第 5 条及び第 7 条の規定につきましては、令和 5 年 4 月 1 日に遡って適用する。また、2 条、第 4 条、第 6 条の規定につきましては、令和 6 年 4 月か

らの施行とする規定でございます。説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（長津智之君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。

山崎委員。

○5番（山崎晴生君） ありがとうございます。賃金の改定ということで、昨今、社会情勢とか一般企業でも、賃金の改定等ありますが、それを鑑みて給与改正等々があるのかなというような感じはするのですが、改正するにあたって今、DX化とか行財政の改革によって職員の定員管理等々が言われていると思うのですが、今、その辺は職員数というところにどのような変化があったかお聞かせいただければと思います。

○委員長（長津智之君） 人事課長高野君。

○人事課長（高野雄司君） 山崎委員の質問にお答えします。定員管理につきましては令和3年度より5ヶ年をもって、職員数の抑制ということで努めて参っているところです。

現在の職員数といたしましては合計で528名の職員数でございますが、こちらは5年をかけて削減をという目標を立てております。しかしながら、今年度より定年の延長が始まりまして、向こう5年をかけまして61歳で、最終的には定年の年が65歳となるところで、その方の動向も踏まえて、鑑みて調整をして計画の方、立てていければと思っております。以上です。

○委員長（長津智之君） 山崎委員。

○5番（山崎晴生君） ありがとうございます。分かりました。

○委員長（長津智之君） 他に質疑はございますか。

戸田委員。

○3番（戸田大我君） 今、この待遇のアップをすると、大体試算としては幾らくらい人件費が上がるんですかね。

○委員長（長津智之君） 人事課長高野君。

○人事課長（高野雄司君） 今回の12月の賞与といたしましては総額で約3億円程度でございますけれども、人件費増額分につきましては1,700万円でございます。以上です。

○委員長（長津智之君） 戸田委員。

○3番（戸田大我君） ありがとうございます。

○委員長（長津智之君） 他に質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第 71 号小美玉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について採決いたします。

おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 74 号令和 5 年度小美玉市一般会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財政課長高橋君。

○財政課長（高橋宏君） 議案第 74 号、令和 5 年度小美玉市一般会計補正予算（第 5 号）につきましてご説明申し上げます。9 ページをご覧ください。総務常任委員会所管の歳入につきましては、財政課で一括してご説明いたします。その後、歳出につきましては、順次担当部局からご説明させていただきます。

10 款 1 項 1 目 国有提供施設等所在市町村助成交付金で、2,586 万 6 千円を増額するものでございます。

11 款 1 項 1 目 地方特例交付金で、176 万 6 千円を増額するものでございます。

12 款 1 項 1 目 地方交付税で、5 億 8,001 万円を増額するものでございます。

16 款 国庫支出金、 2 項 国庫補助金、1 目 総務費国庫補助金で、46 万 2 千円を補正増、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を増額するものでございます。

18 款 財産収入、2 項 財産売払収入、1 目 不動産売払収入で、68 万 4 千円の補正増、道路の払い下げによる収入でございます。

10 ページをご覧ください。

19 款 1 項 寄附金、2 目 総務費寄附金で、2 億 650 万円の補正増、ふるさと応援に対する指定寄附金及び企業版ふるさと応援に対する指定寄附金でございます。

20 款 繰入金、2 項、1 目 基金繰入金で 4 億 5,834 万 5 千円の補正減、うち、総務常任委員会管轄分としまして、財政調整基金を 4 億 9,931 万 9 千円減額、ふるさと応援基金を 3,024 万円増額、合併振興基金を 1,063 万円増額するものでございます。

22 款 諸収入、5 項、5 目 雑入で 333 万 1 千円の補正増、うち、総務常任委員会管轄分としまして、古紙等売払収入を 171 万 9 千円、建物災害共済金を 147 万 1 千円増額するものでございます。

23 款 1 項 市債、5 目 臨時財政対策債で 2,388 万 9 千円の補正減、同じく 9 目 災害復旧事業債で 2 億 3,470 万円の補正増、一般単独災害復旧事業債を増額するものでございます。歳入につきましては、以上でございます。

○委員長（長津智之君） 人事課長高野君。

○人事課長（高野雄司君） 続きまして、歳出についてご説明いたします。

はじめに、一般会計全体の職員給与費に関する補正につきましては人事課より一括してご説明をさせていただきます。後ろのページでございます。36 ページをご覧ください。こちら一般職の総括表の比較欄となりますけども、こちらの給与費からでございます。まず、報酬が 591 万円の増、給料が 1,872 万 7 千円の増、職員手当が 2,539 万 4 千円の増、共済費が 472 万 1 千円の増、合計といたしまして 5,475 万 2 千円の補正増でございます。

こちらの職員手当の詳細につきましては、下の表の内訳欄のとおりでございますので割愛させていただきます。

今回の職員給与費に関する補正の主な要因につきましては、先程、第 71 号で上程させていただきました給与改正、人事院勧告による給与等の増によるものでございます。

以上が、職員給与費の補正に関する説明でございます。

これよりは、各所管より歳出の説明をさせていただきますが職員の給与費に関する補正につきましては、説明を省略させていただき、職員給与費以外の補正内容について順次説明させていただきます。

以上です。

○委員長（長津智之君） 議会事務局次長須賀田君。

○議会事務局次長（須賀田千恵子君） 続きまして、各所管の歳出でございます。

11 ページをお開き願います。まず、議会事務局所管の歳出について、ご説明させていただきます。1 款 1 項 1 目、議会費でございます。説明欄 1、議員給与費につきましては 101 万 3,000 円の補正増をお願いするものでございます。

内容といたしましては、議員期末手当につきまして、人事院勧告に伴う条例改正により、101万3,000円を増額するものでございます。

以上でございます

○委員長（長津智之君） 人事課長高野君。

○人事課長（高野雄司君） 続きまして、人事課所管についてご説明いたします。

同じく 11 ページ中段でございます。総務管理費の説明欄の8、人事給与管理事務費につきましては、12 委託料について19万3千円の補正増をお願いするものでございます。

会計年度職員に係る管理システム改修業務委託料によるものでございます。

以上です。

○委員長（長津智之君） 財政課長高橋君。

○財政課長（高橋宏君） 同じく5目 財産管理費、1 公有財産管理事務費で95万1千円の補正増でございます。

物資不足による電話交換時期変更に伴い借上料を減額補正するものです。また、通話録音装置を設置するため、事務用備品購入経費を計上するものです。

以上です。

○委員長（長津智之君） 総務課長島田君。

○総務課長（島田視一君） 続きまして、総務課所管になります。

同じく 11 ページ一番下の行、説明欄2の市庁舎維持管理経費でございます。12 ページに移りまして、需用費としまして修繕料を157万5千円、増額するものでございます。

内訳としましては、今回3件の修繕がございます。ここに記載はございませんがまず、1件目が、本庁舎の空調設備の修繕でございます。経年劣化による部品の交換及び修理箇所が生じているため、各箇所修繕費合計で、126万4千円を計上しております。

2件目としまして、分庁舎給湯室の湯沸器が耐用年数を大分超過しており使用不能な状態となっているため、新しい湯沸器を設置する費用4万7千円を計上しております。

そして3件目としまして、同じく分庁舎になりますが、故障または、劣化した照明器具 10台を、新しい器具に交換するための費用として、26万4千円を計上しております。

以上により、修繕料の合計は157万5千円となります。

総務課所管は以上でございます。

○委員長（長津智之君） 魅力発信課長林君。

○魅力発信課長（林美佐君） 続きまして、魅力発信課所管になります。その下6目 企画費、

説明欄 2、ふるさと寄附金事業につきましては、歳入のふるさと応援に対する指定寄附金の増額補正に伴い、返礼品代としての事業推進協力者謝礼が 6,000 万円の増額、印刷製本費で税控除書類封筒代として 11 万 5,000 円の増額、通信運搬費で寄附証明書等の郵便料及び返礼品発送の荷造運搬料として 1,445 万 6,000 円の増額、また、ポータルサイトに対する手数料等として 2,904 万 4,000 円の増額、ふるさと納税運營業務代行委託料については、寄附金の執行見込みによりまして、620 万円の増額となり、合計で 1 億 981 万 5,000 円の増額補正をお願いするものであります。

以上です。

○委員長（長津智之君） 小川総合窓口課長木村君。

○小川総合窓口課長（木村知恵子君） 続きまして、8 目 支所及び出張所費、小川総合支所管理経費分でございます。10 節需用費の燃料費 30 万 9 千円の補正増です。燃料費の高騰により増額補正するものでございます。

説明は以上です。

○市民生活部長（長谷川勝彦君） 続きまして、3 の玉里総合支所管理経費 55 万円の増額補正について、ご説明いたします。

内容でございますが、10 節 施設の修繕料につきましては、玉里庁舎 2 階の第 3 会議室のブラインド交換費用として 14 万 3,000 円の補正増及び 14 節 工事請負費の給排水設備更新工事につきましては、玉里庁舎 1 階の電気温水器故障による更新工事 40 万 7,000 円の補正増でございます。

以上でございます。

○委員長（長津智之君） 市民協働課長比気君。

○市民協働課長（比気龍司君） 続きまして、市民協働課所管でございます。12 ページ一番下の段から 13 ページ一番上の段にかけてをお願いいたします。

同じく 10 目 コミュニティ活動促進費 説明の欄 3 男女共同参画経費の 7 万円の減額につきましては、令和 6 年 1 月開催のおみたま男女共同参画推進フォーラムにおいて、当初予定しておりました配信業務委託内容の変更により 15 万円の減額、新たに映画上映による業務委託料に 8 万円を計上するものでございます。

以上です。

○委員長（長津智之君） 防災管理課長秋元君。

○防災管理課長（秋元久夫君） それでは防災管理課所管となります。その下 12 目 防犯対

策費につきましては、200万2千円の増額をお願いするものでございます。

内容といたしましては、説明欄1の防犯対策経費、10節 需用費の修繕料について、落雷により防犯カメラ4基、堅倉地内、希望ヶ丘地内、上馬場地内、張星地内が故障し、機器の修理が必要なため、補正増をお願いするものでございます。

財源内訳欄の特定財源のその他につきましては、市で加入している建物災害保険の共済金を充当するものでございます。

次に13目 防災諸費につきましては、211万5千円の増額をお願いするものでございます。

内容としましては、説明欄2 防災対策諸費、10節 需用費 光熱水費85万円これについては6月の大雨により旧園部川排水ポンプ場の使用電力増加に伴う電気使用料が不足するためでございます。

同じく、需用費 修善料126万5千円につきましては、避難所に設置してありますソーラーLED照明が、機器の故障、バッテリー寿命により四季健幸館、保健相談センターなど合計8箇所での交換、修理が必要となり増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（長津智之君） 市民課長山口君。

○市民課長（山口恵一君） 続きまして、市民課所管についてご説明いたします。

15ページをお願いします。

2款 総務費、3項 1目 戸籍住民基本台帳費、説明欄2 戸籍住民基本台帳事務費につきましては、57万2千円の増額補正を、お願いするものでございます。

内容でございますが、12節 委託料の住民記録システム改修委託料につきましては、マイナンバーカードへの氏名等に振り仮名及びローマ字表記等を記載するため、システム改修を行うもので、全額国の補助金が充当されます。

13節 使用料及び賃借料の住民記録システム使用料につきましては、玉里総合窓口課に設置しました統合端末2台のうち1台がハードディスクに不具合が生じ、リカバリーするための経費となっております。

市民課所管は、以上でございます。

○委員長（長津智之君） 環境課長中野谷君。

○環境課長（中野谷勲君） 続きまして、環境課所管となります。20ページをお願いいたします。4款 衛生費、2項 清掃費、1目 清掃総務費、ごみ処理対策経費でございます。

1節 報酬費 5万5千円の増につきましては、廃棄物減量等推進審議会の会議開催回数の確

定により増額するものでございます。

続きまして、18 節 負担金補助及び交付金 生ごみ処理機購入補助金 18 万 7 千円の増につきましては、年度当初ごみの減量化対策として生ごみ処理機 12 台分、1 台あたり限度額 2 万円、コンポスト 15 台分、1 台あたり限度額 2 千円の補助として 27 万円を計上しておりましたが、現時点で、生ごみ処理機 12 台分、コンポスト 2 台分の申請があり現ニーズを踏まえすと補助金の不足が想定されるため増額をお願いするものでございます。

以上です。

○委員長（長津智之君） 財政課長高橋君。

○財政課長（高橋宏君） 続きまして、33 ページをご覧ください。

12 款 1 項 公債費、1 目 元金で 1 万 1 千円の補正増、同じく 2 目、利子で 1,791 万 6 千円の補正減でございます。平成 24 年度及び平成 25 年度借入の臨時財政対策債の利率見直しによるものでございます。

以上でございます。

○委員長（長津智之君） 魅力発信課長林君。

○魅力発信課長（林美佐君） 次の 34 ページをお願いいたします。

13 款 諸支出金、1 項 基金費、12 目及び説明欄 1 ふるさと応援基金費につきましては、歳入のふるさと応援に対する指定寄附金の増額に伴い、2 億円の積立金の増額をお願いするものでございます。

以上が総務常任委員会所管の補正の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（長津智之君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。

○委員長（長津智之君） 鬼田委員。

○1 番（鬼田岳哉君） 11 ページの 8 番、人事給与管理事務費の 12 番、非正規職員等管理システム改修業務委託料 19 万 3,000 円なのですが、これというのは、人数が増える度に発生するというような理解ではなくて、定期的にそういった労務、人事の管理の方が、国の労働基準法が変わったりもするのでそれに合わせて、今回 19 万 3,000 円そういった歳出が出るという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（長津智之君） 人事課長高野君。

○人事課長（高野雄司君） 先程の鬼田委員のご質問でございますけれども、こちらにつきま

しては、今回、非正規職員ということで、会計年度任用職員につきましても給与表の改定がございました。こちらの適用について、令和5年の4月1日からの適用とするために、計算上、システムの方の改修が必要となったため、今回、お願いするものでございます。

以上です。

○委員長（長津智之君） 戸田委員。

○3番（戸田大我君） 12ページのふるさと寄附金事業の内訳なのですが、返礼品とかで、6,000万ということですか。役務費の通信運搬費は先程、内容の説明はあったのですが、大体単価にすると幾らぐらいなのか。これをなぜこんな1,400万とか2,900万とかかるのかなんて。議素朴な疑問なのですが、その説明を。単価としてどれぐらいかな。

あとこれ、最初の当初予算の時は大体、幾らぐらいを見込んでやっているのかなというのは、ごめんなさい。不勉強で申し訳ないですけど、よろしくお願いします。

○委員長（長津智之君） 魅力発信課長林君。

○魅力発信課長（林美佐君） ただいまのご質問ですが、通信運搬費、郵便料につきましては、1件につき大体104円の郵便料がかかる計算となっております。当初予算におきましては、2万件的寄附で計算していたところを、2億円の寄附額増額ということで、約1万5,000件以上の寄附の方が加わるということで、郵便料が、この金額の補正をさせていただいております。また、荷造運搬料につきましては、1件大体1,000円ぐらいを、発送料として見込んでいるところですが、先程もご説明しましたとおり、当初予算には、2万件的寄附といったところを見込んでおりましたが、そこから約1万3,000件の追加といったところで、1,300万円の荷造運搬料の補正をしているところがございます。郵便料と荷造運搬料合わせまして、1,445万6,000円の補正増といった形になってございます。

また、手数料につきましては、ポータルサイトを通して、例えばですが、ふるさとチョイスとか、楽天とか、そういったポータルサイトを通して寄附金の方を募っているところがございます。その利用料といったものがそれぞれポータルサイトでかかってくることになってございます。前年度末では3サイトのポータルサイトを使っていたところですが、現在は10サイトのポータルサイトを使っているところがございます。そこに関わる利用料ということで手数料がかかるのですが、それぞれポータルサイトでは、手数料が異なり、大体約10%程度のポータルサイトの手数料がかかってくるようになっております。

寄附金額の約10%といったところになりますので、今回2億円の寄附金の増額をしたことによって、それぞれポータルサイトの手数料も、増額した形となっております。

以上でございます。

○委員長（長津智之君） 戸田委員。

○3番（戸田大我君） ありがとうございます。もう一つなんですけど、委託料が620万円増えるというのは先程のその件数が増えるということからですかね。

○委員長（長津智之君） 魅力発信課長林君。

○魅力発信課長（林美佐君） 委託料でございますが、ふるさと納税運営業務代行委託料ということで、令和4年7月からサンクスラボ株式会社という会社と契約をしております。

これにつきましては、成功報酬の形となっております、寄附金額が、増額することによりまして、その何%といった形で委託料が上がってくるものとなっております。

以上でございます。

○委員長（長津智之君） 戸田委員。

○3番（戸田大我君） ありがとうございます。理解できました。

○委員長（長津智之君） 他に質疑はございませんか。

○委員長（長津智之君） 皆さんその他何かございますか。

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第74号 令和5年度小美玉市一般会計補正予算（第5号）について採決いたします。おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本日、当委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

ここでその他何かございますか。

○委員長（長津智之君） 荒川委員。

○20番（荒川一秀君） 初めての常任委員会です。まず総務と、それから文教、建設だったね。新まちづくり構想。パブリックコメントなんだけどもこれ委員会が別。担当が建設の方でやっ

ているのかな。一番下の方の三つ、3本区だよ。そうするとここでやったのではおかしいと思うんだけど。市長に最初だから、お話ししたいのだけれど、一番最後に防衛省から寄付を貰って公園をつくるというあれなんだけど。分科会もね今、報告受けていると思うのですけれども、3分科会に分けて小川、玉里、美野里やった訳だよ。結局、その分科会から持ち寄った分はそのままで答申するようにしたでしょうよ。パブリックコメント。だけど本当はね、私が思うのは、あの時の議員がいる訳だから。今日、議長いた訳だからね。二人ともね。こう見ると総合的に最終、最後の全体的にあがった時のやつを総合的にあれする時間がなかったんだよ。だからそういうことで、そのまま答申するようなパブリックコメントやるような形でもってあったのだけれども。私が思うのは、防衛省から貰うというのは、騒音がうるさくて立ち退いた所の財産だと思うのだけれど。それをね、そこを子どもの児童公園にするなんて無理な話だと思うんだよ。だから、それを私がパブリックコメントで言おうと思ってあそこで言ったのだけれども、そのままそっくりまた、パブリックコメント載せてきてさ、今度、委員に対しても意見書出してくれと来ているんだよ。私が言うのもおこがましいというか、立場上難しいかもしれないので、だけどこれはきちんと。負の財産になってしまうと思うのですよ。議長とか、小川出身の議員いるかもしれないけど、負の財産多いからね。小川地区には。その辺のところよく検討してもらいたい。これ、私、強く申し上げます。というのは選挙でお伺いしてきた訳だ。色々な話を聞いて来る訳。絶対、これはうちの方の地元としては大反対。これだけ言っておきます。筵旗揚げてしまうかなんて話も出てくるのだから、そこは大袈裟かもしれないけれど、ぜひとも、これはもうパブリックコメント前に回答が出る前に、私お話してきたいと思っています。立場上、代表として、よろしくをお願いします。

畑違いのその他で悪いのだけど、委員長すいません。

○委員長（長津智之君） 皆さん、その他何かございますか。

ないようですので、本日の審議及び協議は、すべて終了いたしました。



◎閉会の宣告

○委員長（長津智之君） 以上で総務常任委員会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

午後2時56分 閉会